

**令和8年度東京都都市整備局会計年度任用職員（専門職）募集要項  
(監察業務専門員・建築指導第三課)**

項目	内 容
職名	監察業務専門員
募集人員	1名
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
任用期間	<p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>※ 採用後原則1月は条件付採用期間となります。条件付採用期間中の勤務実績が良好である場合に本採用となります。</p> <p>※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。</p> <p>なお、<u>期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。</u></p>
勤務場所	<p>東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課</p> <p>所在地：東京都青梅市河辺町6-4-1</p> <p>東京都青梅合同庁舎3階</p>
職務内容	<p>違反建築物等に係る調査及び摘発並びに是正指導に関する補助</p> <p>具体的な業務としては次のとおり。</p> <p>①建築物の現地調査及び現地作業員との折衝</p> <p>②来庁者対応（含電話対応）</p>
応募資格・求められる能力	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>①建築基準法及びその関連法規に関する幅広い知識を有すること（建築行政経験が1年以上あれば望ましい。）。</p> <p>②パソコン操作ができること。</p> <p>③健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。</p> <p>④地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事由に該当しないこと</p> <p>⑤災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること。</p>
勤務日数	<p>月16日</p> <p>閉庁日：土・日・祝日、年末年始（12/29～1/3）</p>
勤務時間	<p>午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>又は、午前9時00分から午後5時45分まで</p> <p>※ 原則、所定勤務時間を超える勤務はありません。ただし、業務の必要上やむを得ない場合、所定勤務時間を超える勤務となる可能性があります。</p>
休憩時間	正午から午後1時00分まで
休暇等	<p>(有給) 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇</p>

	(無給) 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 ※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。
報酬額	月額 208,100円 通勤手当相当額を別途支給（上限150,000円/月） ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり
社会保険	共済組合、介護保険（40歳以上の方）、厚生年金保険、雇用保険を適用
応募方法	「会計年度任用職員申込書」（東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課事務担当で配布するほか、都市整備局ホームページからもダウンロードできます。）に必要事項を記入の上、次のとおり郵送又は持参してください。なお、応募書類は返却いたしません。 ○ 応募期間 令和8年2月9日（月）から令和8年2月20日（金）まで 持参受付：平日 午前9時から午後5時まで 郵送受付：最終日は午後5時必着 ○ 送り先及び持参場所 〒198-0036 東京都青梅市河辺町6-4-1 東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課事務担当 (東京都青梅合同庁舎3階) 電話 0428-23-3423
選考方法	(1) 第一次選考 書類選考 (2) 第二次選考 面接（令和8年2月下旬頃に立川で実施予定） 合否については、本人宛郵送等により通知します。 また、選考経過及び結果に関する問い合わせについては、一切応じません。
問い合わせ先	○職務内容に関すること 〒198-0036 東京都青梅市河辺町6-4-1 東京都青梅合同庁舎3階 東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課事務担当 壁矢 電話 0428-23-3423 （直通） ○任用に関するご質問 〒190-0022 東京都立川市錦町4-6-3 東京都立川合同庁舎2階 東京都多摩建築指導事務所管理課担当 濱口 電話 042-548-2025 （直通）

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。